

一般社団法人田川地区防災協会事務局設置規程

制定 平成25年4月1日

(設置)

第1条 この規程は、一般社団法人田川地区防災協会(以下「協会」という。)の事務局の設置について必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 協会の事務局は、田川地区消防本部(以下「本部」という。)内に置く。

(事務局長、事務局職員等)

第3条 協会の事務局に、事務局長及び事務局職員を置く。

- 2 事務局長は、田川地区消防本部予防課長をもってあてる。
- 3 事務局職員は、田川地区消防本部予防課職員をもってあてる。
- 4 事務局長は、会長の命を受け、協会事務を掌理する。
- 5 事務局職員は、事務局長の命を受け、協会事務に従事する。
- 6 この規定に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(相談役)

第4条 協会事務の円滑な運営を図るため、事務局に相談役を置く。

- 2 事務局の相談役は、会長が本部の消防長、次長に委嘱する。

附 則

この規程は、一般社団法人の登記の日から施行する。